

経営者向け

藤田英明の 福祉ビジネス参入 勉強会2022



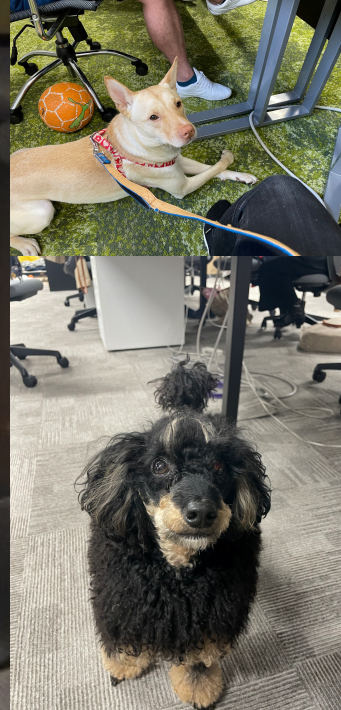
今日の勉強会の様子は
*Facebook*など*SNS*に
アップしてください

#藤田英明勉強会



Company

会社概要



社名: 株式会社アニスピホールディングス

所在地: 〒102-0074

東京都千代田区九段南 3-1-1 久保寺ビル 3階

代表者名: 藤田 英明 (Hideaki Fujita)

設立年月: 平成28年8月5日

資本金: 53,000,000円

決算期: 3月 ※現在6期目

店舗数: CARE PETS 11店舗 (うち直営2店舗)

障害者グループホーム 834拠点

(うち直営グループホーム 37拠点)

訪問看護事務所 1事業所 / 相談支援事務所 1事業所

ワーカウト (生活介護) 10拠点 (開設準備中含め)

自立生活援助 1拠点 (2022年1月指定予定)

取引銀行: 三井住友銀行 / 常陽銀行 / 千葉銀行 / 東日本銀行 / 福祉医療機構

人間福祉と

動物福祉の追求

人間も動物もハッピーな社会に

Slogan

Issue Driven company

犬猫の
殺処分問題

空き家の
激増

精神病院から
の退院

高齢障害者の
増加

入所施設から
GHへの移行

障害児の親の
低所得化

早期の
母子分離問題

発達障害児者
の激増

親なきあと
問題

8050問題

障害者総数の
増加



人間福祉と動物福祉の追求



834

What's Welfare

福祉の対象は、障害に限らず、貧困、児童、女性、LGBT、シングル、高齢などなど非常に**範疇は幅広く、奥深い**。



福祉の仕事は、生活上で困っている人に対して
どのように支援したら
その人のQOL（生活の質）が上がるかを
「考え」それを「実践」する仕事です

福祉の本質は「行為」ではなく「**思考**」です。ただの福祉屋にならないようにしましょう！

「**思考**」と「**専門性**」に基づく「**実践**」を福祉の専門職として提供していくためにインプットを！

自己紹介 犬8頭 + 猫4頭 + フェレット1頭 + 鳥84羽と同居中



- 22才：明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業（精神病院で実習兼ボランティア）
- 22才：社会福祉法人に介護職兼生活相談員で就職
- 23才：事務局長に就任
- 24才：施設長・理事に就任/障害者授産施設で超高級梅干し製造販売（月商650万）
- 25才：入居者が働ける老人ホームを開設し厚労省と論戦
- 26才：起業（混合介護で夜間対応型高齢者デイサービス）
- 29才：夜間対応型デイサービスの全国展開を開始
- 31才：厚生労働省と混合介護で論争
- 34才：介護事業で台湾及び中国進出・全国通所介護事業者連絡会設立・テレ東WBS出演
- 35才：日本全国に950事業所展開（世界一の拠点数）・アルジャジーラ出演
- 36才：内閣府規制改革会議参画・NHK出演
- 37才：首相公邸で講演
- 40才：株式会社アニスピホールディングス設立
- 41才：厚生労働省福祉人材確保室長の武内氏と共著で「介護再編」出版
- 42才：ペット共生型障害者グループホーム「わおん/にゃおん」の運営スタート
- 44才：運動療法を主とした生活介護（障害者デイサービス）「ワーカウト」の運営をスタート
- 45才：グラミン日本アドバイザリーボード就任

【基本データ】

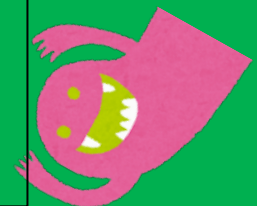
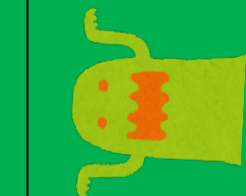
1975年11月生まれ
蠍座
卯年
A型
長男
犬派でもあり猫派でもある
先祖は水戸藩の藤田東湖

【現職】

アニスピHD（代表取締役）
グラミン日本（アドバイザリー）
医療法人杏林会（理事）
東京社中（代表取締役）
社団サビ管協会（理事）
トリプルダブリュー（顧問）

R3年2月1日で

834拠点



【役職抜粋】

株式会社アニスピホールディングス（代表取締役）

社団法人全国障害福祉事業者連盟（理事長）

NPO法人いきば（理事長）

社団法人サービス管理責任者（理事）

医療法人杏林会（理事）

株式会社東京社中（代表取締役）

社団法人グラミン日本（アドバイザーボード）

株式会社トリプルダブリュー（顧問）

株式会社エックスモバイル（顧問）

【提供しているサービス】

ペット共生型障がい者グループホーム「わおん/にゃおん」

運動療法型障がい者デイサービス「ワークアウト」

精神科訪問看護「ファミリーナース」

日中サービス支援型障がい者グループホーム「ビーハック」

放課後等デイサービス「ジュガール」

就労継続支援事業「小僧寿し」

フランチャイズ本部構築「Franchise Maker 100」

藤田英明顧問サービス

連続福祉起業家「藤田英明オンライン福祉起業塾」

藤田英明オンラインサロン（Campfire）

社会福祉は「1人では生きられない社会的存在としての人間に関わることだ」というポイントを忘れないようにしています。

交通事故で大怪我をしたAさんがいます。怪我を治療するのは医師の仕事ですし、下肢麻痺が残ったとして、訓練するのは理学療法士などのお仕事です。

それに対して、社会福祉は障害者となったAさんが「社会で生きていけるようにしていくのが仕事」の中心の一つです。

医師が頑張ってAさんの命を救い、その後のリハビリが、うまく行くかどうかで、車椅子で移動できるかベッドに寝たままの人生になるかの差が出てきます。いくら車椅子での自力移動ができるように訓練が成功したとしても、入院中に職を失い、家はエレベーターのないアパートの3階ということになると、退院後は、車椅子を使うこともできず、家の中にこもりきりということになるかもしれません。

私たち社会福祉に関わる人は「常に個人を社会的な存在として認識」して、家族や地域、職場、施設など、社会での実際の生活を支援

していこうとする観点を大切にしていかなければなりません。また、社会福祉は「人間を自分の人生の主人公である」という認識を大切にしています。福祉の仕事をしていると、気付かぬ間にそれを忘れてしまう人が多いので気をつけたいところです。

生活の主体である当事者の「人生の質」「生活の質」をお手伝いしている「黒子」だという視点が大切だと思います。

社会福祉は「少数者になってしまった人を取り残さない」ことを目的としています。社会福祉は、一人一人の人間の幸せを考え、人間が幸福を追求した結果が、社会全体の幸福につながるのだという考えが根底になければなりません。

糸賀一雄

福祉の思想

糸賀一雄



NHKブックス

67



ナイチンゲール

フロレンス・ナイチンゲール

看護覚え書

—看護であること
看護でないこと—

(改訳第7版)

Florence Nightingale
Notes on Nursing:
What It Is, and What It Is Not

訳—湯根 ます
薄井 垣子
小玉香津子
田村 眞
小南 吉彦



現代社



anispi holdings

人の福祉とペットの福祉に
必要とされる
トータルサポートを
提供しています。





デジタルリハビリ型放課後等デイサービス

Juggaar

AN

Family Nurse



日中支援型障害者グループホーム

BEE-WACK

新業態も続々と
リリースしてます！！

東京都認証事業所



Umidas

s o c i a l • f i r m

🌐 <https://umida-tokyo.com>

☎️ 03-6662-8876

障害者・シングルマ
ザー・元受刑者などの就
労困難者の雇用の場



いきばについて



活動内容



NPO法人
いきば
IKI-BA



ニュース・トピックス



お問い合わせ



子どもたちの
「いきば」をつくる



新規会員登録

児童福祉にも
取り組んでおります！



御社のビジネスをフランチャイズパッケージ化して
ニッポン全国にFC展開しましょう！

FRANCHISE MAKER

100

フランチャイズ業界の異端児
「藤田英明」が満を持してスタート。
「ニッポンをフランチャイズで良くしていく」
経世済民プロジェクト

フランチャイズメーカー100

フランチャイズ化したい
方はご相談ください！

フランチャイズメーカー100とは

100社 ×

100店舗 =

10,000店舗

ABOUT

全国障害福祉事業者連盟



全国障害福祉
事業者連盟



【入会申し込み】

サービス管理責任者協会



一般社団法人

サービス管理責任者協会

サービス管理責任者
の継続的
スキルアップ
研修

【2021年10月～】

サービス管理責任者
基礎研修
相談支援初任者研修

【2021年12月～】

福祉サービス
第三者評価機関

Fujita Hideaki Live Welfare School



[わおん・にゃおん参画企業様限定]
藤田英明ライブ福祉スクールとは

本日はこの中の一부를抜粋して講義します

原則毎月

2回開催

(経営1回・現場1回)

※年間22回開催

【経営】

- 使用するテキスト説明
- 自己紹介
- 現在進めている新たな取り組みや新規事業
- わおん友の会について
- アニスビHDの組織体系（子会社等含む）について
- オンラインサロンについて
- 全国障害福祉事業者連盟について
- サービス管理責任者協会について
- Welvieについて
- 福祉マクロ環境
- 尊敬する2人の偉人
- アニスビHDの理念
- 社会的課題の共有
- 障害者グループホームに求められている役割
- 障害福祉事業展開の原則
- コンセプト型GHについて
- 障害福祉事業の業態ごとの事業性分析
- 優れた障害福祉事業所とは何か？
- 障害福祉事業の営業先
- 人口動態と社会保障費
- 経営実態調査について
- 実地指導の概要
- 精神科病院の他国との比較
- 精神科病院の現状
(第3回)
- 高齢化と障害福祉サービス利用率は比例
- 障害福祉市場の出身
- 地域包括ケアシステム

- 究極の地域密着事業

- 障害者総合支援法の理念
- 障害者の定義
- 障害者支援法における市町村の役割
- 障害福祉サービスの種類
- 障害福祉施策の歴史的流れ
- 日本国憲法と障害者権利条約と障害者基本法
- 措置と利用契約の違い
- 訓練等給付費と介護給付費
- 障害区分認定と支給決定
- 障害者総合支援法と介護保険法の関係性
- 障害福祉サービス受給者証
- 認定調査項目80項目
- 国民健康保険団体連合会
- 障害者基本計画と障害福祉計画
- 障害者白書
- 基幹相談センターと自立支援協議会
- 発達障害者支援法
- 発達障害とは？
- 精神科の入院制度
- 療育手帳
- 障害者雇用促進法
- 障害者差別解消法
- 犬猫の殺処分の現状
- ドイツのティアハイム
- アニマルセラピー効果
- 生活保護制度
- 共同生活援助-障害者グループホームとは
- 建築基準法と消防法と障害者総合支援法の構造について

- 障害者総合支援法における設備基準

- 障害者総合支援法における人員基準
- 障害者グループホームの独特な基準（ルール）
- 障害者グループホームの勤務表と人件費
- 障害者グループホームの運営基準のポイント
- 実地指導・情報公表・第三者評価
- 実地指導のポイント
- サービス管理責任者とは？
- 個別支援計画書の作り方
- 上級職管理
- 福祉業界の営業先
- 営業の基本
- 福祉業界の営業の特徴と営業方法
- 営業管理
- 2021年度報酬改定のポイント
- 給付費の算定ポイントと計算方法
- 各種加算の算定ポイントと計算方法
- 利用者負担金額の設定方法
- 人材採用と人材マネジメント
- 退職後のお手紙について
- レビュー（面談の）重要性
- 障害高齢者
- 障害者虐待
- 障害者グループホーム運営特有の注意点
- 精神障害者に関する理解

【現場】

- 使用するテキスト説明
- 自己紹介
- 現在進めている新たな取り組みや新規事業
- わおん友の会について
- アニスビHDの組織体系（子会社等含む）について
- オンラインサロンについて
- 全国障害福祉事業者連盟について
- サービス管理責任者協会について
- Welvieについて
- 福祉マクロ環境
- 尊敬する2人の偉人
- アニスビHDの理念
- 社会的課題の共有
- 障害者グループホームに求められている役割
- 障害福祉事業展開の原則
- コンセプト型GHについて
- 基本となる介護技術（1）
- ユマニチュード
- アセスメント技術
- 個別支援計画書の作成と運用
- 精神障害の理解
- 精神科の薬の理解
- 対人援助技術（承認とエンパワメント）
- 対人援助技術（受容・傾聴・伝える・共感）
- 対人援助技術（伝える力）
- 事業所における営業力強化
- 現場の人材マネジメント
- 管理者が理解しておくべきポイント

まずFB友達申請・Twitterフォロー・YouTubeチャンネル登録お願いしまーす！！



「藤田英明」で探してくださいww

LINE 公式アカウント

友だち 募集中










@fujita_fukushi

LINEの「友だち追加」から、ID検索するか
QRコードをスキャンしてください



藤田英明の福祉情報局



- ・ 藤田英明が開催する最新勉強会情報 
- ・ 福祉ビジネス経営のテクニック 
- ・ 福祉事業だからできる資金調達 
- ・ 福祉ビジネスの人材マネジメント方法 
- ・ 福祉ビジネス情報 
- ・ 福祉関連ニュース 
- ・ 厚生労働省発表情報 
- ・ 障害者総合支援法情報 
- ・ 介護保険法情報 

無料

藤田英明 オンライン 福祉起業塾

福祉の
会社を
つくろう

組織と
リーダー
シップ

ビジネス
モデル

市場を
つかむ

障害者
総合支援法

会計の
基礎知識

成功経営者
による講義

物件

実地指導
監査

ビジネス
アイデア

マーケティング
の基礎

事業計画を
作るう！



【藤田英明オンライン福祉起業塾・開校決定】

- ・福祉事業を始めたいが、はじめにもっと確かな情報を集めたい...!
- ・現在資金準備中なので、この期間に福祉について学びたい...!
- ・一歩踏み出せないでいるが、やっぱり福祉事業が気になる...!
- ・本当の障害福祉事業プロから正しい知識を学びたい...!

【塾の概要】

◎開催日程

春入学コース3月1日~8月末/秋入学コース9月1日~2月末

◎1回の時間数：2時間（最終回のみ4時間）

◎回数：1ヶ月2回(全コース6ヶ月で完了)

◎受講費：18万円（全コース6ヶ月/1回あたり15,000円）

fc@anispi.co.jp

に「福祉起業塾希望」
とメールを✉

【藤田英明が個別に相談に乗る個別相談会】

1日2社限定で下記へのご参画・ご加盟をご検討されている方、自社で運営しているビジネスをフランチャイズ展開したいと考えている方を対象に行っております。


「ペット共生型障害者グループホームわおん/にゃおん」

「運動療法型障害者デイサービスワークアウト」

「精神科訪問看護ファミリーナース」

「日中サービス支援型障害者グループホームビーハック」

fc@anispi.co.jp

に「藤田英明個別相談会希望」
とメールを

月1万円で
成功体験を
毎月2回も
ゲットできる
チャンス！！

藤田 英明 株代



あなたの課題解決ができる場所を
ご用意いたしました！

- 1 受講後すぐに実践できる方法を学べる
- 2 他の経営仲間と気兼ねなく本音の情報交換ができる
- 3 リアルタイムだからその場ですぐに相談できる

02.PICK UP

東京社中独自の スペシャルサービス

介護・福祉業界の重鎮“藤田 英明”がお届けする
スペシャルサービス

介護・福祉事業経営相談 会員制オンラインサロン

介護福祉業界一筋26年！

業界の悩みをすべてリアルタイムで解決！



既に下記事業のいずれかに興味のある方は

fc@anispi.co.jp

に「**〇〇事業に興味あり**」とメールしてください。

- ペット共生型GH「わおん/にゃおん」事業
- 障害者デイサービス「ワーカウト」事業
- 精神科訪問看護「ファミリーナース」事業
- 日中支援型グループホーム「ビーハック」事業
- 放課後等デイサービス「ジュガール」事業

文字検索できるQ&Aサイトを作りました！！

厚生労働省発表資料

令和3年度障害福祉サービ

発表資料

看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う場合、当該看護職員が同一時間帯に看護の提供を行うことは想定されるか。

◎ 2021/05/07 ②-令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

◆ VOL.4, 令和3年5月7日, 医療連携体制加算, 障害福祉サービス等における共通的事項, 障害福祉サービス等における横断的事項

1人の看護職員が、同一時間帯に認定特定行為業務従事者への喀痰吸引等に係る指導と看護の提供を行うことは想定されない。なお、当該看護職員が、利用者に対し看護の提供も行う場合は、認定特定行為業務従事者への…

発表資料

平成30年度又は令和元年度の年度途中で新規に指定を受けた事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合、就労定着者の割合の具体的な取扱いを示されたい。

◎ 2021/04/16 ②-令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

◆ 令和3年4月16日, 就労移行支援, 就労系サービス, 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

別添を参照されたい。【出典】厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3(令和3年4月16日)

発表

「都道府県知事又は市町村が認める研修」を修了した旨の確認について具

カテゴリー一覧

すべてのタグ

キーワード

検索

カテゴリー

サービス管理責任者等研修

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

利用者負担

同行援護

地域移行支援型ホーム

家賃助成

指定基準・報酬関連

指定通所支援

業務管理体制の整備

相談支援

福祉・介護職員処遇改善加算

補装具関連

障害福祉サービス等制度改正

障害福祉計画の作成

そもそも

**なぜこんな勉強会を
開催しているのか？**

資本主義社会の中で、どうしてもこぼれ落ちてしまう人たちに対して、

社会のセーフティネット機能を拡充させることによって

間接的経済波及効果やチャレンジングな就労を促進し、

結果として日本の**GDP**を伸ばし、日本経済という**パイを拡大**し

そこから生み出された富を再分配することによって

より一層福祉を充実させていくという**好循環**をつくりたい

病院や施設に収容して**非労働力化**するのではなく

安定して働ける環境を福祉で整え、

希望や能力や障害や高齢特性などに応じて働くことができる場所を用意し、

高齢でも、障害があっても、どのようなチャレンジングな状況にあっても

誰もが働いて稼ぐことができ、GDPに貢献できるような国をつくるのが

実は【**新しい資本主義**】なのではないか？

資本主義社会の中でなんらかの理由で
ドロップアウトしてしまう人たちに対して、
多様なセーフティネットを作ること
で
再チャレンジしてもらえる環境をつくる

知恵袋 コーナー

社会福祉主事任用資格

知っていますか？

社会福祉主事とは

社会福祉主事は、社会福祉法第18条および第19条において、その資格が定義づけられている任用資格です。

任用資格とは、公務員が特定の業務に任用されるときに必要な資格です。

そのため、社会福祉主事は、都道府県、市町村に設置された福祉事務所のケースワーカー等として任用されるための資格として位置づけられていますが、各種社会福祉施設の職種に求められる基礎的資格としても準用されています。

A. 【大学・短期大学卒業ルート】

大学または短期大学において、厚生労働大目以上を修めて卒業する。

このうち
3科目を履修していれば
社会福祉主事

<社会福祉に関する科目>

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、**社会学**、**心理学**、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、**倫理学**、**教育学**、**経済学**、経済政策、社会政策、**法学**、**民法**、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	ア 施設等における相談支援業務 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	5年以上
	イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務	
	エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	
第2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上
	キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務	
	ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務	
	ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	
第3 有資格者	コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	
第4 国家資格		

まずは満額で申し込みをしましょう！！

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無利子 ※当該金額を超えた部分は0.2% 6年目以降 0.2%
貸付金の限度額	なし
無担保貸付	6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無担保



【お問い合わせ先】

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等につながらない場合：03-3438-0403

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等につながらない場合：03-3438-0403



福祉医療機構 福祉貸付

国庫補助なので時間はかかりますが

令和4年度障害福祉施設等施設整備費補助金 協議対象事業募集要項

1 障害福祉施設等整備方針（国庫補助等協議対象事業）

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」という理念の実現に向け、入所等から地域生活への移行、地域生活の維持・継続を図るとともに、利用者の生命と安全・安心な生活を守る等の観点から、次のとおり、施設整備の方針を定める。

（1）重度障がい者・長期入院精神障がい者・強度行動障がい者等に対応する日中活動等の場及びグループホーム並びに地域生活支援拠点の整備

特別支援学校卒業者や、医療的ケア等、特別な支援を必要とする障がい者等が増加する中、喫緊の課題である介護面でのサービスの必要性の高い重度障がい者や、長期入院精神障がい者、強度行動障がい者及び入所施設からの地（以下「重度障がい者等」という。）の日中活動等の場及び住まいの場を確保するため、医療的ケア等を行う生活介護事業所等及び重度障がい者等に対応するグループホームの整備を促進する。とりわけ、入所施設からの地域移行を希望する障がい者が利用予定者に含まれる場合には優先採択とする。

また、地域で障がい児者等が安心して生活するために、相談や緊急時の受け入れ体制等の整備に向け、多機能拠点整備型の地域生活支援拠点の整備を促進する。

（2）施設機能を維持するための老朽化対策等

利用者の生命を守る観点から、耐震性能や老朽度、建築後の経過年数等に応じ、障害者の高齢化、重度化等に対応するための生活環境の改善を図りながら、耐震化が必要な施設や老朽化した施設の建て替え等の改築整備や大規模修繕を進め、必要な既存施設の機能の維持を図る。

（1）主な補助対象事業種別及び整備区分等

ア 主な補助対象事業種別、整備区分及び設置者

補助対象事業種別及び整備区分について

事業種別	整備区分				
	創設	増築	改築	大規模修繕等	老朽民間社会福祉施設整備
障害福祉サービス事業所	療養介護				
	生活介護				
	自立訓練	●	●	●	●
	就労移行支援				
	就労継続支援				
障害者支援施設	-	-	☆	☆	○
共同生活援助事業所	●	●	●	●	○
児童福祉施設	福祉型児童発達支援センター	●	●	●	●
	医療型児童発達支援センター				



施設整備補助金 ○○県

イ 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容	目安等
創設	新たに施設を整備すること。	いったん更地にして、建て替える場合を含む。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増員に伴い、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備すること。	(原則) 柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第105006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等設備整備費における大規模修繕の取扱いについて」により整備すること。	柱等のほか、外壁も残し、建物の内側だけを新しくする場合 総事業費が一定の範囲内の金額であること(詳細は、左記通知参照)。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。	社会福祉法人設置の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設が対象 柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。

※拡張(既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備)は、原則として、補助対象外です。

3 優先順位の考え方

1の整備方針に基づき、法人から提出のあった整備計画(協議書類)について、必要性・緊急性や、国・県等の施策との整合性(地域生活支援拠点としての障害福祉計画における位置付け、重度障害者等対応の短期入所の併設、被虐待者等・加齢児の受入計画等)、確実性・公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に、協議対象事業を選定します。

※原則として、同一年度に同一法人の複数事業を選定することはできません。共同生活援助事業所の場合、建物が同一であっても、住居が別であれば、別事業となりますので、御注意ください。

(3) 補助金額等の概要

ア 補助金額(千円未満切り捨て)

(ア) 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備

国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額

(一部改築の場合については、「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて」(平成17年10月5日社援発1005009号 厚生労働省社会・援護局長通知)を参照。)

(イ) 大規模修繕等

2社以上の見積のうち、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)が最も低い方の価格に3/4を乗じた額

※工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)は、工事費・工事請負費の2.6%が上限額

※解体撤去工事及び仮設施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会福祉施設整備に伴う場合のみ、対象

※エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合のみ、対象

※上記の補助金額は、上限額。県の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、御注意ください。

※また、営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して交付額を算定していくことになりますので、御注意ください。

イ 補助率 補助金額のうち 国 2/3 県 1/3



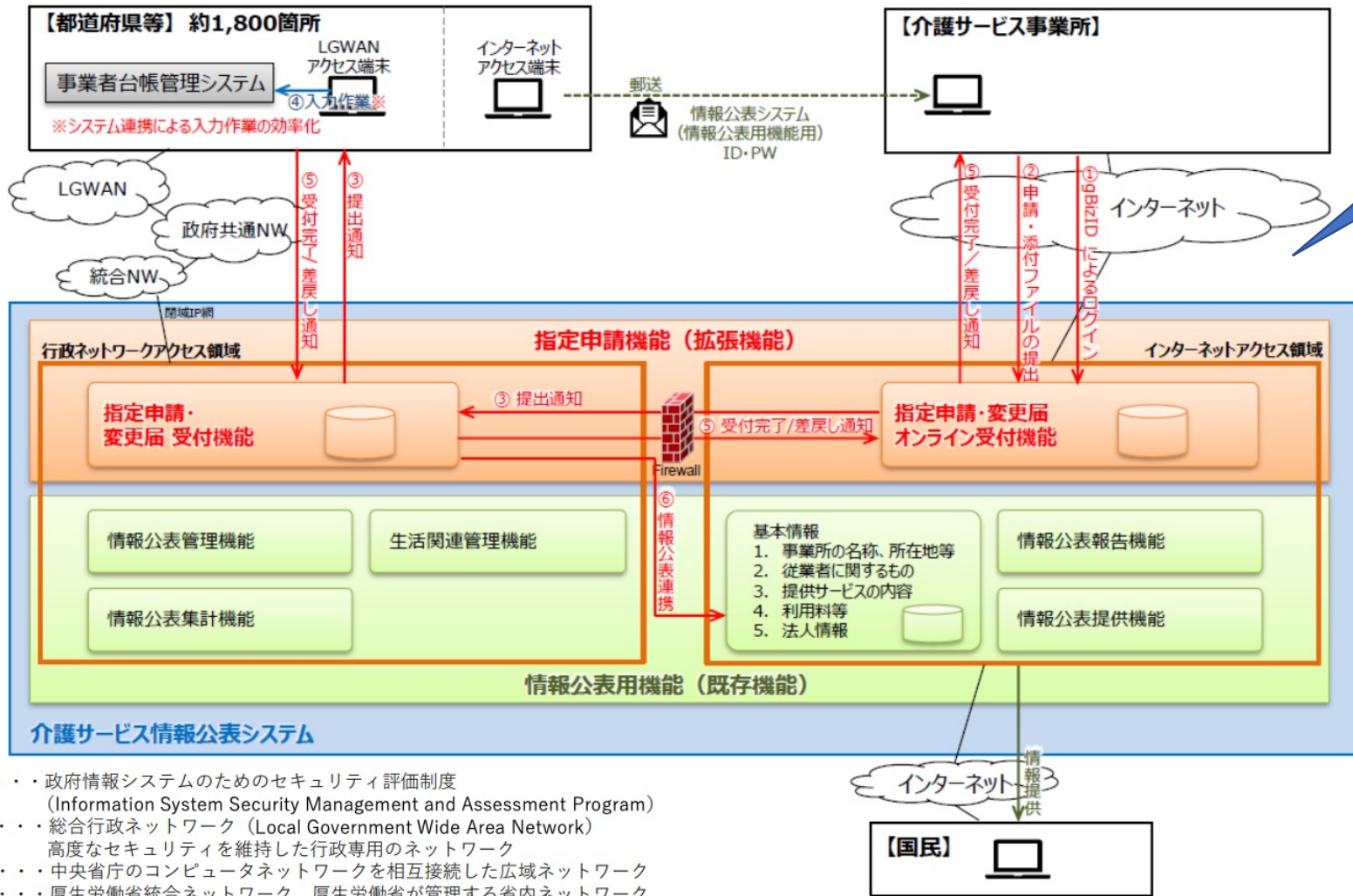
施設整備補助金 ○○県

オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業（R3年度）

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を行う。

なお、ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。

福祉業界もようやくデジタル化が・・・



- ISMAP・・・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information System Security Management and Assessment Program)
- LGWAN・・・総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) 高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク
- 政府共通NW・・・中央省庁のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク
- 統合NW・・・厚生労働省統合ネットワーク。厚生労働省が管理する省内ネットワーク

本日のカリキュラム



もの

MONO

福祉業界の
ものとは
何でしょう？

物件？

福祉用具？

消防設備？

車両？

もちろん

大事ですが

記録

す！

記録がなければ

全額返還

給付費

=

税金

記録がない

=

**サービスを
提供していない**

**物件も良い
利用者は来る
職員も採用できる
指定も取れる**

大事なものは

法令遵守

法令を遵守して

運営していれば

なんの問題も起きない

誘惑に負けない

強い心

○実地指導とは？

実地指導とは、自治体が指定・許可の権限を持つ介護サービス事業者等の事業所にて、実地により行う指導です。自治体は、国の示す指導重点事項に該当する介護サービス事業者等から対象を決定し、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書で通知します。

○実地指導の目的とは？

実地指導も、介護サービスの質の確保・向上や保険給付の適正化を図るために、介護サービス事業者等の支援として実施されます。実地指導のマニュアルに基づき、介護サービス事業者等から関係書類等の説明を受ける面談方式で行い、指導結果を通知し、必要な場合は改善報告の提出を求めます。

また、実地指導において、運営基準違反や報酬請求の誤りが確認された場合には、実地指導を中止して監査に切り替わることがあります。

○監査とは？

監査とは、自治体が指定・許可の権限を持つ介護サービス事業者等から、書類の提出や出頭、事業所への立ち入りにより行う検査です。自治体は、通報、苦情、相談の情報、介護給付費適正化システムからの情報、実地指導にて確認した情報などに基づいて、対象となる介護サービス事業者等を決定し、あらかじめ監査の根拠規定、目的、日時、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書で通知します。しかし、得た情報の内容によっては、事前に通知することなく、監査を行うことがあります。

○監査の目的とは？

監査は、介護サービスの質の確保や保険給付の適正化を図るために、指定基準違反や介護報酬の不正などが疑われる介護サービス事業者等に、事実関係の的確な把握、適切な措置を行うために実施されます。監査の結果、必要な場合には、「勧告」「命令」「一部停止」「全部停止」「指定取消」などの対応を行います。

指定取消し及び指定の効力の停止



札幌市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び札幌市移動支援事業事業者登録要綱（平成18年9月26日保健福祉局理事決裁）の規定により、下記の指定障害福祉サービス事業者等の指定取消し等を行いましたので、お知らせします。

株式会社詩恩（令和3年度）



1 対象事業者等

(1) 運営法人

法人名	株式会社詩恩
代表者名	代表取締役 東 大美（あずま ひろみ）
所在地	札幌市豊平区月寒東5条11丁目4番34号

(2) 事業所

事業所名	ふるさぽステーション小結 居宅介護、重度訪問介護（平成24年9月1日指定） 行動援護（平成24年10月1日指定） 移動支援（平成25年10月1日登録）
所在地	札幌市豊平区月寒東5条11丁目4番34号 2階

2 行政処分の内容

指定障害福祉サービス事業者の指定取消し（令和4年1月30日）

札幌市移動支援事業事業者の登録取消し（令和4年1月30日）

3 行政処分の理由

(1) 介護給付費の請求に関し不正があった。

（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

ア 指定行動援護の従業者として資格要件を満たさないヘルパーに支援させ、不正に介護給付費を請求した。
指定行動援護のサービス提供を行うヘルパーは、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害（児）者の直接支援業務に1年換算以上の従事経験が必要だが、当該事業者は、資格要件を満たしていないヘルパーに支援を行わせ、介護給付費を請求した。

イ 道路運送法上の許可を得ずに、不正に介護給付費を請求した。

当該事業者は、道路運送法上の許可を得ずに、利用者をヘルパーが運転する乗用車に乗車させて行動援護を行い、不正に介護給付費を請求した。

(2) 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第48条第1項の規定による検査を拒み、忌避した。

（障害者総合支援法第50条第1項第7号）

不正請求の疑い等があったことから、令和3年11月25日に監査を行うため、事業所に赴いたところ、当該事業者が監査を拒否し、その後も監査の忌避を行った。

(3) 指定障害福祉サービス事業者が、第48条第1項に基づく帳簿書類の提出の命令に対し、虚偽の報告をした。

（障害者総合支援法第50条第1項第6号）

監査の場で、虚偽の支援計画シート等を本市に提出した。

(4) 登録事業者の役員等のうちに登録の取消しをしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があった。

（札幌市移動支援事業事業者登録要綱第8条第1項第11号）

上記(1)から(3)までのとおり、登録事業者の役員等が障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした。

株式会社3eee (令和3年度)



障害者グループホームの
フランチャイズ本部です



1 対象事業者等

(1) 運営法人

法人名	■■■■ ee
代表者名	代表取締役 田中 ■■■■ のりお)
所在地	江別市東野幌本町7番5号

(2) 事業所

事業所名	障がい者グループホームふらっとほーむ 共同生活援助（介護サービス包括型）（平成30年5月1日指定）
所在地	札幌市南区澄川4条4丁目11-2-1

2 行政処分の内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力停止（報酬支払額の7割への制限（3割の減額））6か月

効力の停止期間：令和4年1月1日から令和4年6月30日まで

3 行政処分の理由

(1) 訓練等給付費の請求に関し不正があった。

(障害者総合支援法第50条第1項第5号)

平成30年5月以降、入居者39名に対して、個別支援計画を適正に作成、見直しを行わないままサービスを提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を算定しないで訓練等給付費を不正に請求し、本来受領できない訓練等給付費を受領した。

(2) 障害福祉サービスに関し著しく不当な行為をした。

(障害者総合支援法第50条第1項第10号)

事前に実地指導が行われることを知り、作成していなかった利用者7名分の個別支援計画について日付を遡って作成することで、あたかも適切に作成していたかのように装った。

また、実地指導中に2度にわたり、個別支援計画を適切に作成していたと虚偽の報告を行った。

4 経済上の措置

不正に請求して受領していた訓練等給付費を返還させるほか、障害者総合支援法第8条第2項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

返還金額 29,319,817円 (不正請求額 20,942,878円、加算額 8,376,939円)

※ 上記は本市が支給決定を行った32名分のみの金額。

運営に関するもの

1 運営規程

- 運営規程の内容（営業日時やサービス提供日時、従業員数等）と実態とに相違がないか。

2 勤務一覧表（予定・実績）

- 事業所ごとに、月ごとの勤務一覧表（予定・実績）が作成され、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係が明確になっているか。勤務一覧表によって人員基準をクリアしているかどうか確認しているか。
- 雇用契約等により、当該事業所（施設）の業務に従事し、管理者の指揮命令下にあることが明確になっているか。
- 出勤簿と賃金台帳と勤務表（実績）の整合性がとれているか。

さらに雇用保険や
社会保険の加入証を
求める自治体も

3 職員（従業者）の勤務状況等の確認できるもの

- タイムカード・出勤簿が保管されているか。
- 雇用契約書・労働条件通知書（勤務する職種の記載があるか。「職業指導員」など）が整備されているか。
- 就業規則が整備されているか（従業員10人以上は労働基準監督署に提出）
- 労働安全衛生規則に基づき、従業者の健康診断が適切に行われ、健康状態の管理をしているか。健康診断は、雇入れ時と定期的健康診断が必要です。
- 労働安全衛生規則において健康診断の実施が義務付けられていない従業者（短時間勤務等）についても健康状態の把握が行われているか。
- 人事異動によって職種を変更する場合は「辞令」を作成しているか。
- 従業者等について、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中及び退職後においても漏らさないよう、誓約書等を交わしているか。
- 利用者及び個人の情報を管理し、使用する可能性のある家族それぞれから個人情報の使用同意をとっているか。

4 職員（従業者）の資格証

- 職員（従業者）の履歴書が適切に保管されているか。
- サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者では、経歴書・研修修了証・実務経験証明書が保管されているか。
- 介護福祉士等もっている職員がいればそのコピーを保管しておくこと（有資格者の割合により加算を取得している場合は必須）

5 業務日誌

- 管理者が事業所を管理するための業務日誌が記録され保存されていること。事業所の一日の出来事を記録していきます。

6 各種対応マニュアル

- 苦情対応マニュアル、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、感染症対応マニュアルが整備されているか。
- その他、必要と思われるマニュアルが整備されているか。
- 利用者、障がい児又は他の利用者、障がい児の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。
- やむを得ず身体拘束を行う場合には、その必要性や態様及び時間、その際の利用者、障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を個別支援計画において明確にしているか。

7 苦情対応記録簿、事故・ひやりはっと報告に関する記録

- 些細な内容（ご意見やご要望を含む）であっても、**苦情相談を記録**し、苦情相談の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みが行われているか。
- 利用申込等に対して正当な理由がなくサービス提供を拒んでいないか？正当な理由によるサービス提供拒否であっても、そのやり取りや経緯を記録しているか？
- **サービス提供が困難な場合にその代替措置**（他事業所の紹介等）をしているか？その経緯等について記録していること。
- **事故やヒヤリハットを記録**し、再発防止に向けた取り組みが行われているか。
- 事故（骨折、3針以上の縫合が必要な裂傷、個人情報の紛失）について、利用者（給付決定保護者）の支給決定を行った市町村に報告しているか。

8 研修計画（1年間のスケジュール）

- 人権研修を含んだ研修が計画され、実施されているか？
- 利用者、利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を行っていること（少なくとも年1回）
- 年間の研修計画の作成等により、従業者に対して計画的に研修の機会が設けられているか。
- 研修の記録が作成され、研修に参加できなかった従業者にも研修内容が共有されているか。

9 車両運行記録、車検証（送迎サービスを実施する場合）

- 送迎記録が整備され保管されているか。送迎加算を取得している場合には特に注意。

10 市町村・医療機関・他の福祉サービスとの連携の記録

- 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。

11 月毎のサービス提供時間の分かる記録、平均利用者数がわかる記録

- 定員超過利用減算に係る利用実績記録票が記録されているか・
- 平均利用者数・人員計算表などの平均利用者数を把握するための書類（サービスによる）
- 利用者の労働時間や工賃など報酬区分を算定するための記録がされているか。

サービス提供に関するもの

1 重要事項説明書

- 最新の重要事項説明書を作成しているか。古い重要事項説明書では必要な記載がなされていない場合があります。
- 指定を受けているすべての事業について、利用申込者の有無にかかわらず重要事項説明書が作成されていること。
- 契約前に、あらかじめ重要事項説明書を交付し、事業の内容等について説明していること。
- 重要事項説明書の内容と運営規程の内容が整合していること。
- 重要事項説明書の内容（営業日時やサービス提供日時、従業員数等）と実態が整合していること。
- 契約書や重要事項説明書について、前もって障がい特性に応じて（ルビ版、拡大文字版、録音版、点字版など）が作成されていること。
- すべての利用者（給付決定保護者）と利用契約が事業種別ごとに結ばれていること。
- 重要事項説明書は掲示されているか。掲示が困難な場合は、ファイリングするなどして、随時閲覧可能な状態になっているか。

2 契約書

- 契約内容報告書を市町村に提出していること（契約時、契約内容の変更時、契約終了時）

3 個人情報使用に関する同意書

- 個人情報使用に関する同意書には、同居家族の同意欄も設けられているか。

4 サービス提供に関する記録票

基本的取扱

- サービスの質の評価、改善に向けた取組みを行っているか。例えば、利用者やその家族へのアンケート、職員の自己評価等を行い、その結果等を踏まえた研修等を実施している。

受給者証

- 事業者及び事業所の名称、契約日、契約内容などの必要事項を受給者証に記載していること（契約時、契約内容の変更時、契約終了時）
- 受給者証のコピーもしくは支給決定内容等の書き写しを行い、支給決定の有無や有効期間、支給量を把握、管理しているか？

アセスメント

- 利用者、障がい児の心身の状況、その置かれている環境（住環境を含む）、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握（アセスメント）し、アセスメントシートに記録しているか？
- アセスメントの内容は、都度見直しが行われ、現状と一致しているか？
- アセスメントにおける課題等と、個別支援計画における支援内容は整合しているか？

個別支援計画

- サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成し、その作成者が個別支援計画に明記されているか。
- 個別支援計画の内容について、利用者又はその家族、給付決定保護者に内容を説明し、同意を得ているか。
- 個別支援計画を利用者及びその同居の家族、給付決定保護者に交付しているか。作成日や説明・交付日が明記されていること。
- 個別支援計画には、具体的な支援の内容や所要（目安）時間が明記されているか。

支援記録

- サービス提供日（時間）、サービスの具体的内容、実績時間数、利用者（給付決定保護者）へ伝達すべき必要な事項をサービス提供の都度、記録しているか。

サービス提供実績記録票

- サービス提供実績記録票に、サービスの都度、利用者（給付決定保護者）から確認（印）をもらっているか。実績をその都度記録し、その都度、利用者（給付決定保護者）より確認をもらうこと。

5 会議記録

- サービス担当者会議（相談支援事業所が入っている場合）
- 個別支援担当者会議（個別支援計画の担当者会議）

6 工賃・賃金支払いの記録など

- 利用者の工賃台帳や賃金台帳。
- 就業規則（就労継続支援A型の事業所では利用者側の就業規則も必要）

介護給付費等の請求に関するもの

1 訓練等給付費

- 明細書（確認リスト）紙媒体をファイリングしているか。
- 法定代理受領通知を利用者（給付決定保護者）に送っているか 自己負担額の有無に関わらず、法定代理受領通知を利用者（給付決定保護者）に送付します。
- 加算に関する書類（処遇改善加算を取得している場合は計画を周知していること）

2 利用者に交付した請求書、領収書の写し

- 利用料、その他費用の受領の際に、支払い方法に関わらず領収証を交付しているか。
- 利用料以外の費用を受領するにあたり、あらかじめ文書（重要事項説明書等）で同意を得ているか。

その他必要な書類

1 賠償保険関係書類

- 損害賠償保険に加入しているか。加入期間が切れていないか。

2 事業者の広告・パンフレット

- 当該事業所を紹介することの対償として、紹介者に対して金品その他の財産上の利益を供与していないか。また、パンフレットなどの広告物にそのような記載がなされていないか。
- 利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受していないか。

3 指定申請書・変更届

- 変更が生じた際、変更届の手続きは適切に行われているか。
- 役所に提出した指定申請の書類や変更届などの書類は適切に保管されているか。

4 会計書類

- 会計を事業ごと（事業所や施設ごとではなく指定事業ごと）に分けているか。
- 就労系事業の場合は給付費収益と生産活動収益とを分けているか（就労支援会計）。

5 従業員の給与支給簿・給与受領簿

- 賃金台帳や給料明細書が整備されており保管されていること。

6 従業員の社会保険適用関係書類

- 労働保険や社会保険の加入などに関する書類が保管されていること

7 事業所全般

- 諸記録を5年間保存しているか。
- 災害や虐待対応その他やむを得ない事情がない限り、定員を遵守しているか。
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。
- 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業員に周知しているか。
- 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施し、その記録を作成しているか（消防法に基づく避難訓練は年2回以上）。

引っかかりやすい

ポイント

No	項目	種別	内容
1	基本方針	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止研修を実施していない例、実施していても実施の記録が確認できない例、全員を対象としていない例がありました。 →当該研修を実施（受講）した際は、研修内容を全員に周知するとともに、<u>実施の記録を残してください。</u>
2	従業員の状況・員数	生活介護 短期入所 GH	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の従業員について、当該事業所において定められている常勤の従業員が<u>勤務すべき時間数に達していない者を常勤者として</u>位置付けていました。 →指定基準の常勤とは、職名（正社員・アルバイト等）を問わず、労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業員の勤務時間と同じ勤務時間の者をいいます。常勤の従業員が<u>勤務すべき時間数に達しているかを確認してください。</u>
3	設備	生活介護 短期入所 就労 A・B GH 施設入所	<ul style="list-style-type: none"> ・静養室に物が置かれ使用できない状態となっていました。 →常に使用できる状態としてください。 ・<u>指定時の設備の用途が無届で変更されている例（居室や作業室の場所の変更、訓練・作業室に事務机を設置しているなど）</u>がありました。 →届出内容を変更する際は、市障害福祉課へ変更の届出を行ってください。特に、作業室内に事務スペース等を確保する場合は、基準を満たさなくなる恐れがありますので、必要な措置を講じてください。

4	運営規程・重要事項説明書・利用契約書	生活介護 短期入所 就労移行 就労A・B 就労定着 GH 施設入所	<p>①<u>運営規程で定めてある内容と重要事項説明書、利用契約書に書かれている内容が一致していませんでした。</u> 【例】事業所(施設)の所在地、営業日時(休業日)、サービス提供時間、従業員の職種・人数・勤務形態、通常の実業の実施地域を超えた場合の交通費の額、日常生活費の内容・金額など →それぞれの記載内容が一致するよう整合性をとってください。また、<u>運営規程を変更する場合は、市障害福祉課に届出が必要です。</u>変更年月日・内容を運営規程の附則に記載することで、事後に確認しやすくなります。</p> <p>②個人情報の保護に関する項目について、厚生労働省が作成した「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」は廃止されていますので、適宜削除してください。 →「個人情報の保護に関する法律」等</p>
5	内容及び手続きの説明・同意	共通 ※	<p>・重要事項説明書について、以下の事項に不備がありました。</p> <p>ア) <u>作成年月日を記載していませんでしたので、表題部分等に「年 月 日現在」のように、最新の作成年月日を記載してください。</u></p> <p>イ) <u>職員の員数及び兼務関係を記載してください。</u></p> <p>ウ) キャンセル料、コピー代、交通費等、徴収する料金とその額を記載していない例や、<u>徴収しないにも関わらず記載している例がありましたので、見直してください。</u>なお、徴収する料金の記載について、利用規約書に記載がある場合は、この限りで</p>

No	項目	種別	内容
			<p>はありません。</p> <p>エ) 苦情相談窓口の市町村の窓口について、相談時間が誤っている例がありました。また、通常の事業の実施地域の市町村の一部しか記載していない例がありました。相談時間を見直すとともに、<u>運営規程で定める通常の事業の実施地域のすべての障害福祉担当課名・電話番号</u>を記載してください。なお、利用者ごとに当該利用者の市町村の苦情相談窓口を記載する場合は、この限りではありません。</p> <p>【越谷市】越谷市福祉部障害福祉課 048-963-9164 (相談時間：8時30分～17時15分)</p> <p>[一部対象サービスのみ] ※</p> <p>ア) <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況</u> (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) を記載してください。</p> <p>※対象サービス：生活介護・短期入所・就労移行・就労継続 (A型・B型)・生活訓練・GH</p> <p>イ) サービスの種類に「在宅支援」を追加し、具体的な訓練及び支援内容を記載してください。</p> <p>※新型コロナを理由として在宅支援を実施する場合は要記載。</p> <p>※対象サービス：就労移行・就労継続 (A型・B型)</p>

6	秘密保持等	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人情報使用同意書について、家族代表者の同意欄がなく、同意を得ているか確認できませんでした。</u> →家族代表者の同意欄を設けてください。 ・利用者の個人情報に係る書類が、外部から見える状態になっていました。 →目隠しをするなど外部から見えない状態にしてください。 ・秘密保持誓約書について、複数名徴取していませんでした。 →徴取し事業所に保管してください。
7	契約支給量の報告等	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用に係る契約内容の報告をしていませんでした。 →利用者との契約を締結・変更・終了したときは、<u>受給者証記載事項その他必要な事項を市障害福祉課に遅滞なく報告してください。</u>
8	サービスの提供の記録	短期入所 就労 A GH	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録について、<u>サービスを提供した旨の確認</u>を利用者等から受けていませんでした。 →サービス提供日、提供サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項の記録について、確認を受けたことが明確になるようにしてください。 ・サービス提供記録について、利用者負担額に係る必要な事項（食事の有無）を記載していませんでした。 →<u>食事提供の有無</u>について記載してください。
9	預かり金の管理	GH 施設入所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から通帳を預かる際、その都度、<u>保管依頼証及び受領証を交付していませんでした。</u> →その都度、交付してください。また、責任者及び補助者を選定し、<u>預かり品は複数の従業者により管理</u>してください。なお、預かった金品等の状況を定期的に家族等に報告してください。

No	項目	種別	内容
10	利用者負担額等の受領	生活介護 就労 B GH	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額等の受領について、請求書がなく、領収証の記載が合計額のみでした。 →<u>請求書を作成し、内訳を明示してください。</u> 利用者負担額等の受領について、<u>実費相当ではない金額を徴収し、適正に管理していない例がありました。</u> →「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年障発第1206002号）」等に基づき、徴収方法及び内容の見直しをしてください。 利用者負担の送迎費について、送迎加算の額を超える燃料費等であることを示す積算根拠が不明確でした。 →積算根拠を明確にしてください。
11	給付費の額に係る通知等	生活介護 短期入所 就労 A、GH 施設入所	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理受領通知について、利用者へ給付費の受領日前に通知していた例、支給を受けた日及び通知日を記載していない例がありました。 →受領後に受領及び通知日を記載し、通知してください。
12	工賃の支払等	生活介護 就労 B 就労移行 施設入所	<ul style="list-style-type: none"> <u>工賃の支払について、工賃規程等を整備していませんでした。</u> →工賃規程を整備してください。 工賃の支払について、手当等工賃の計算方法を工賃規程に記載していない例がありました。 →工賃の計算方法等を記載してください。

13	就労 A 型・ B 型の工賃 の支払い 等	就労 B	<ul style="list-style-type: none"> ・工賃の目標水準、前年度に利用者に対し支払われた工賃及び工賃の平均額について、<u>年度ごとに利用者</u>に通知していない例、または口頭のみで伝達している例がありました。 →年度ごとに、文書等で通知してください。
14	就労 A 型の 賃金	就労 A	<ul style="list-style-type: none"> ・生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上とならず、<u>自立支援給付を賃金の支払に充てて</u>いました。 →経営の改善に取り組んでください。
15	緊急時等 の対応	生活介護 就労 A・B	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時等の対応について、マニュアルを整備していませんでした。 →整備してください。
16	施設外 就労	就労 A・B	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設外就労について、個別支援計画に定めて</u>いませんでした。 →事前に個別支援計画に定めてください。 ・施設外就労先又は事業所内における訓練目標に対する達成度の評価等の実施が月 1 回でした。 →月の利用日数のうち最低 2 日以上実施し記録してください。 ・施設外就労について、規則を整備していませんでした。 →整備してください。
17	勤務体制 の確保等	生活介護 短期入所 就労 A・B 就労移行 GH 施設入所	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>勤務表を作成して</u>いませんでした。 →月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、従業員の兼務関係等を明確にしてください。 ・従業員の研修について、研修計画を作成していない例、実施していても<u>実施の記録が確認できない</u>例がありました。 →年間の研修計画を作成し、計画的に研修を実施するとともに実施後は欠席者に対して回覧を行う等、情報共有を図ってください。 ・労働条件の明示について、常勤の従業員に対し、<u>労働条件を</u>書面で明示し交付していませんでした。 →明示し交付してください。

No	項目	種別	内容
18	個別支援 計画の作成	生活介護 就労移行	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画について、<u>長期目標及び短期目標の達成時期を記載</u>していませんでしたので、記載してください。
19	非常災害 対策	生活介護 短期入所 就労 A・B 就労移行 GH 施設入所	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>消防計画（消防計画に準ずる非常災害に関する具体的計画を含む）</u>を作成・届出をしていない例、従業者に周知していない例がありました。 →消防計画を作成するとともに、消防法上届出の義務がある事業所は、市消防局予防課へ届出を行ってください。また、消防計画を従業者に周知してください。 ・<u>消火・避難訓練及び通報訓練を実施した記録</u>がありませんでした。 →実施の記録を行ってください、なお、実施記録には、利用者の避難時の様態、職員の反省点や参加者数などを記載し、欠席者にも実施記録を供覧するなど情報提供を凶ってください。 ・<u>消防用設備の点検を実施していませんでした。</u> →点検を実施してください。 ・<u>防火管理者について、変更の届出を行っていませんでした。</u> →速やかに市消防局予防課へ届出を行ってください ・<u>風水害等を想定した非常災害に関する具体的計画を作成していませんでした。</u> →当該計画を作成し、従業者に配布するなど周知してください。 ・<u>非常災害時の非常用食料等を事業所内に備蓄</u>していない例がありました。 →事業所内に日数分（入所 3 日分・それ以外 1 日分）の非常用食料等を備蓄してください。

20	衛生管理等	生活介護 短期入所 就労A・B GH 施設入所	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染症の発生子防対策について、マニュアルを整備していません</u>でした。 →マニュアルを整備してください。 ・<u>感染症の発生子防対策に係る研修を実施していない、又は実施の記録が確認できない例がありました</u>、 →研修を実施し、実施した際は出席者の記録を残すとともに、欠席者に対して回覧を行うなど、情報共有を図ってください。 ・<u>感染症対策について、消毒液などをまとめた嘔吐物処理セットがありません</u>でした。→設置してください。 ・台所に共用タオルを置いていました。 →感染症予防の観点から共用タオルは使用しないでください。
21	協力医療機関	GH	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>協力(歯科含む)医療機関を定めていません</u>でした。 →定めておくよう努めてください。
22	掲示	生活介護 短期入所 就労移行 就労B 就労定着 GH	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内に運営規程及び重要事項を掲示していない、又はそのまま掲示していました。 →事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、<u>※協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示してください。</u> ※掲示内容はサービスごとに基準を確認してください。
23	苦情解決	生活介護 短期入所 就労A・B GH	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>苦情解決体制について、第三者委員を設置していません</u>でした。 →第三者委員を設置し、複数名の委員を選任してください。 ・苦情解決体制について、マニュアルを整備していませんでした。 →整備してください。

No	項目	種別	内容
24	事故発生時の対応	生活介護 短期入所 就労 A・B GH 施設入所	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事故発生時の対応について、研修を実施していない、又は実施の記録が確認できない例がありました。</u> →研修を実施し、実施した際には実施場所、出席者名、内容等を具体的に記録してください。また、欠席者に対して回覧を行うなど、情報共有を図ってください。 ・<u>施錠のない棚等に包丁及び漂白剤を保管していました。</u> →簡易ロックをする等の措置を講じてください。 ・<u>事故発生時の対応マニュアルを整備していませんでした。</u> →整備してください。 ・けがや利用者による設備の破損、無断外泊等の事故として記録すべき事案を<u>ヒヤリ・ハットとして記録していました。</u> →事故とヒヤリ・ハットの区分けについて再検討してください。 なお、軽微な事故及びヒヤリ・ハットも記録するようにし、ヒヤリ・ハットを記録する際は、確認者、日時、場所、対象者等を記載してください。
25	地域との連携	短期入所 GH	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めてください。
26	受託居宅介護サービス事業者への委託	GH	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約を締結していませんでした。 →委託契約を締結するとともに、運営規程に「受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地」を記載してください。

27	業務管理体制の整備	生活介護 就労移行 就労AB/GH	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>業務管理体制の届出</u>について、市障害福祉課に届出（変更を含む）を行っていない例がありました。 →届出を行ってください。
28	福祉専門職員配置等加算	GH 施設入所 生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>算定要件を満たしていることが分かる書類を作成していない例</u>がありました。 →毎月記録を作成してください。
29	欠席時対応加算	生活介護 就労 A	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席時対応加算の算定要件である「<u>利用者又は利用者の家族等との連絡調整を行うとともに、利用者の状況等を記録し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行った場合</u>」についての記録が不十分でした。 →特に算定要件に関する記録は、具体的に示してください。
30	医療連携体制加算	GH	<ul style="list-style-type: none"> ・入居の際に入居者又はその家族等に対して、「重度化した場合の対応に係る指針」の内容を説明し、同意を得ているか確認できませんでした。 →入居の際に、<u>利用者等に当該指針の内容を説明し、同意を得</u>てください。
31	入院時支援特別加算	GH	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>入院時支援特別加算について、個別支援計画に位置づけてい</u>ませんでした。 →個別支援計画に位置付けてください。
32	長期入院時支援特別加算	GH	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>長期入院時支援特別加算について、個別支援計画に位置づけてい</u>ませんでした。また、病院等との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合の支援内容を記録していない例がありました。 →個別支援計画に位置づけるとともに、当該支援内容を記録してください。 ・1週に1回以上病院を訪問しなかった「特段の事情」の内容を記

No	項目	種別	内容
			<p>録していませんでした。 →記録してください。</p> <p>・<u>入院・外泊時加算について、外泊支援の内容に関する記録が不十分</u>でした。 →支援内容について、具体的に記録してください。</p>
33	栄養マネジメント加算	施設入所	<p>・栄養マネジメント加算について、栄養状態のリスクが高い者のモニタリングを3か月ごとに実施している例がありました。 →概ね2週間ごとに実施してください。</p>
34	日中支援加算	GH	<p>・<u>日中支援を行ったことの記録が不明確</u>でした。 →明確に記録してください。</p>

Q&Aサイトを作ったのでご活用ください

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(虐待防止①)

問1 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

(答)

例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

(虐待防止②)

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

(答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」こととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するこ

厚生労働省発表Q&A

～障害福祉事業者専用～

厚生労働省発表資料	令和3年度障害福祉サービ
-----------	--------------

発表資料

平成30年度又は令和元年度の年度途中で新規に指定を受けた事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合、就労定着者の割合の具体的な取扱いを示されたい。

◎ 2021/04/16 ▶令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
◆ 令和3年4月16日、就労移行支援、就労系サービス、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出
別添を参照されたい。【出典】厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.3(令和3年4月16日)

発表資料

「都道府県知事又は市町村が認める研修」を修了した旨の確認について具体的にどのような書類により確認することが考えられるか。

◎ 2021/04/16 ▶令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
◆ ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算、令和3年4月16日、経過措置、障害福祉サービス等における横断的事項
研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしているが、当該書類がない場合においては、研修の受講者名簿や研修を実施した団体が発行する受講証明書等により確認することが考えられ…

カテゴリー一覧

すべてのタグ

キーワード

カテゴリー

- サービス管理責任者等研修
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
- 利用者負担 同行援護
- 地域移行支援型ホーム 家賃助成
- 指定基準・報酬関連 指定通所支援
- 業務管理体制の整備 相談支援
- 福祉・介護職員処遇改善加算 補装具関連
- 障害福祉サービス等制度改正

<https://qa-fukushi.com/>

わおん **WAON**

にゃおん **NYAON**

なっとく！
充実した支援
5つのプラン

5 Plans



5 Plans

「わおん」「にゃおん」が
提案する5つのコース。
目指したいビジネスモデルは？



子 (ね) 組

【8～10名】

ミニマムプラン

コース金額: 400万円(税別)



卯 (う) 組

【16～20名】

スタンダードプラン

コース金額: 700万円(税別)



丑 (うし) 組

【30名 + 精神科訪問看護】

プレミアムプラン

コース金額: 1,200万円(税別)



酉 (とり) 組

【60名 + 精神科訪問看護】

コンプリートプラン

コース金額: 1,900万円(税別)



辰 (たつ) 組

【60名 + 精神科訪問看護 + 生活介護】

パーフェクトプラン

コース金額: 2,300万円(税別)

Minimum Plan

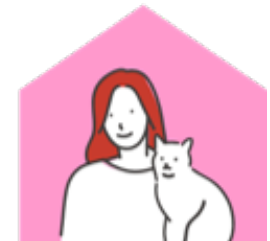
ミニマムプラン

子組

8-10 名

コース金額: **400万円**(税別)

居室数: 8~10居室





子組 総合開業支援コンテンツ

NEGUMI

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）**2名まで**
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より**3ヶ月**
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム **各2枚**
- ✓ 空気清浄機 **2台**
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧 & 配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



子組

初期投資

※2棟想定

※状況により試算は変動

NEGUMI

コース金額

400万円

初期投資額

488.5万円

物件取得費	※地域や物件により変動	96万円
内装工事	※物件によって変動	60万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	90万円
事務機器・一般備品関連		237万円
ペット用備品		5.5万円
訪問看護開設費		---万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!



初期投資
回収目安
6~8ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

単位： 千円

売上	3,239	38,864
人件費	1,430	17,165
販管費	893	10,720
営業利益	915	10,979

営業利益率 28.25%

人件費率

44.17%

※2棟(9居室)想定
 ※ご利用者障害区分や地域、状況により試算は変動します。
 ※個別相談会にて御社用のシミュレーションをご準備いたします。



Standard Plan

スタンダードプラン

卵組

コース金額：700万円(税別)

居室数：16～20居室

16-20 名





- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）**3名まで**
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ 人材採用強化サービス **30万円分**
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より**6ヶ月**
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム **各4枚**
- ✓ 空気清浄機 **4台**
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧 & 配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 入居営業お手紙DMサービス **500通**
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



卯組

初期投資

※4棟想定
※状況により試算は変動

UGUMI

コース金額

700万円

初期投資額

977万円

物件取得費	※地域や物件により変動	192万円
内装工事	※物件によって変動	120万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	180万円
事務機器・一般備品関連		474万円
ペット用備品		11万円
訪問看護開設費		---万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!

初期投資
回収目安
6~8ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

単位： 千円

売上	6,892	82,703
人件費	3,153	37,841
販管費	1,688	20,251
営業利益	2,051	24,611

営業利益率 29.76%

人件費率

45.76%

※4棟(18居室)想定
※ご利用者障害区分や地域、状況により試算は変動します。
※個別相談会にて御社用のシミュレーションをご準備いたします。

1 Rank-up Plan

ワンランクアッププラン

丑組

コース金額：1,200万円(税別)

居室数：30居室 + 精神科訪問看護


Family Nurse

訪問看護
ステーション



30 名





丑組

総合開業支援コンテンツ

USHIGUMI

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）5名まで
- ✓ SV派遣 月1回（1棟開設後6か月間）
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ 人材採用強化サービス 50万円分
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より12ヶ月
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム 各6枚
- ✓ 空気清浄機 6台
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧 & 配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 入居営業お手紙DMサービス 1,000通
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援 1回目監査・実施指導対策
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ 訪問看護ステーション事業立ち上げ支援
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



丑組

初期投資

※状況により試算は変動

USHIGUMI

コース金額

1,200 万円

初期投資額

2,064 万円

物件取得費	※地域や物件により変動	400 万円
内装工事	※物件によって変動	240 万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	360 万円
事務機器・一般備品関連		960 万円
ペット用備品		24 万円
訪問看護開設費		80 万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!

単位：千円

初期投資
回収目安

6~8ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

障がい者グループホーム売上

10,497

125,970

精神科訪問看護売上

2,805

33,660

売上計

13,302

159,630

人件費

6,276

75,315

販管費

2,852

34,219

営業利益

4,175

50,096

営業利益率

31.38%

人件費率

47.18%



Complete Plan

コンプリートプラン

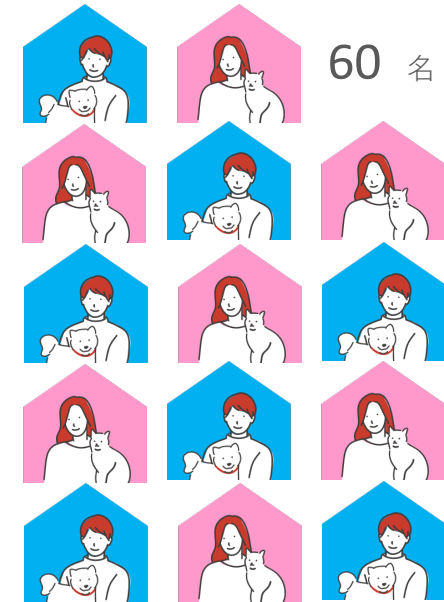
酉組

コース金額：1,900万円(税別)

居室数：60居室 + 精神科訪問看護

Family Nurse

訪問看護
ステーション





西組 総合開業支援コンテンツ

TORIGUMI

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間） **5名まで**
- ✓ SV派遣 月1回（1棟開設後6か月間）
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ 人材採用強化サービス **80万円分**
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 **使用開始より12ヶ月**
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム **各8枚**
- ✓ 空気清浄機 **8台**
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧 & 配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 入居営業お手紙DMサービス **3,000通**
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援 **1回目監査・実施指導対策**
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ **訪問看護ステーション事業立ち上げ支援**
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



西組

初期投資

※状況により試算は変動

TORIGUMI

コース金額

1,900 万円

初期投資額

3,552 万円

物件取得費	※地域や物件により変動	700 万円
内装工事	※物件によって変動	420 万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	630 万円
事務機器・一般備品関連		1,680 万円
ペット用備品		42 万円
訪問看護開設費		80 万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!



酉組 収支

TORIGUMI

単位： 千円

初期投資
回収目安

6~8 ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

障がい者グループホーム売上

20,786

249,433

精神科訪問看護売上

4,845

58,140

売上 計

25,631

307,573

人件費

11,138

133,663

販管費

5,423

65,072

営業利益

9,070

108,838

営業利益率

35.39%

人件費率

43.46%

※14棟（計60居室）想定 ※ご利用者障害区分や地域、状況により試算は変動します。 ※個別相談会にて御社用のシミュレーションをご準備いたします。



Perfect Plan

パーフェクトプラン

辰組

コース金額：2,300万円(税別)

居室数：60居室 + 精神科訪問看護 + 生活介護

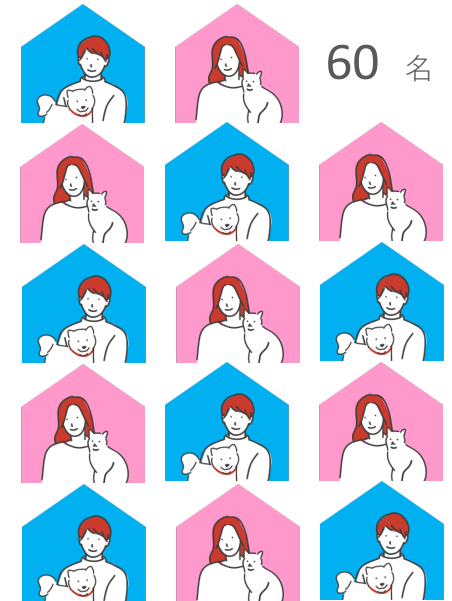
Family Nurse

訪問看護
ステーション



NEW STYLE 暮らし支援サービス
WORKOUT

生活介護





辰組

総合開業支援コンテンツ

TATSUGUMI

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）5名まで
- ✓ SV派遣 月1回（1棟開設後6か月間）
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ 人材採用強化サービス 80万円分
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より12ヶ月
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム 各8枚
- ✓ 空気清浄機 8台
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧&配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 入居営業お手紙DMサービス 3,000通
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援 1回目監査・実施指導対策
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ 訪問看護ステーション事業立ち上げ支援
- ✓ 生活介護（ワーカウト）事業立ち上げ支援
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



辰組

初期投資

※状況により試算は変動

TATSUGUMI

コース金額

2,300 万円

初期投資額

5,152 万円

物件取得費 ※地域や物件により変動

700 万円

内装工事 ※物件によって変動

420 万円

消防設備 自動火災報知器など（2階建て想定）

630 万円

事務機器・一般備品関連

1,680 万円

ペット用備品

42 万円

訪問看護開設費

80 万円

生活介護開設費

1,600 万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!



辰組 収支

TATSUGUMI

単位： 千円

初期投資
回収目安

6~8 ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

障がい者グループホーム売上

20,786

249,433

精神科訪問看護売上

6,120

73,440

生活介護売上

5,100

61,200

売上 計

32,006

384,073

人件費

13,323

159,881

販管費

7,429

89,147

営業利益

11,254

135,046

営業利益率

35.16%

人件費率






41.63%

※14棟（計60居室）+生活介護（20名定員）想定 ※ご利用者障害区分や地域、状況により試算は変動します。 ※個別相談会にて御社用のシミュレーションをご準備いたします。

コース別収支比較表

レベニューシェアとして、毎月国保連請求額の3%を申し受けいたします。

(単位：万円) 状況により試算は変動

	 子 (ね) 組	 卯 (う) 組	 丑 (うし) 組	 酉 (とり) 組	 辰 (たつ) 組
コース金額	400	700	1,200	1,900	2,300
初期投資額	488	977	2,064	3,552	5,152
物件取得費	96	192	400	700	700
内装工事	60	120	240	420	420
消防設備	90	180	360	630	630
事務機器・一般備品関連	237	474	960	1,680	1,680
ペット用備品	5.5	11	24	42	42
訪問看護開設費	---	---	80	80	80
生活介護開設費	---	---	---	---	1,600
12ヶ月収支					
売上	3,886	8,270	15,963	30,757	38,407
人件費	1,716	3,784	7,531	13,366	15,988
販管費	1,072	2,025	,422	6,507	8,915
営業利益	1,098	2,461	5,010	10,884	13,505
営業利益率	28.25%	29.76%	31.38%	35.39%	35.16%

まずFB友達申請・Twitterフォロー・YouTubeチャンネル登録お願いしまーす！！



「藤田英明」で探してくださいww

LINE 公式アカウント

友だち 募集中










@fujita_fukushi

LINEの「友だち追加」から、ID検索するか
QRコードをスキャンしてください



藤田英明の福祉情報局



- ・ 藤田英明が開催する最新勉強会情報 
- ・ 福祉ビジネス経営のテクニック 
- ・ 福祉事業だからできる資金調達 
- ・ 福祉ビジネスの人材マネジメント方法 
- ・ 福祉ビジネス情報 
- ・ 福祉関連ニュース 
- ・ 厚生労働省発表情報 
- ・ 障害者総合支援法情報 
- ・ 介護保険法情報 

無料

藤田英明 オンライン 福祉起業塾

福祉の
会社を
つくる

組織と
リーダー
シップ

ビジネス
モデル

市場を
つかむ

障害者
総合支援法

会計の
基礎知識

成功経営者
による講義

物件

実地指導
監査

ビジネス
アイデア

マーケティングの
基礎

事業計画を
作る



【藤田英明オンライン福祉起業塾・開校決定】

- ・福祉事業を始めたいが、はじめにもっと確かな情報を集めたい...!
- ・現在資金準備中なので、この期間に福祉について学びたい...!
- ・一歩踏み出せないでいるが、やっぱり福祉事業が気になる...!
- ・本当の障害福祉事業プロから正しい知識を学びたい...!

【塾の概要】

◎開催日程

春入学コース3月1日~8月末/秋入学コース9月1日~2月末

◎1回の時間数：2時間（最終回のみ4時間）

◎回数：1ヶ月2回(全コース6ヶ月で完了)

◎受講費：18万円（全コース6ヶ月/1回あたり15,000円）

fc@anispi.co.jp

に「福祉起業塾希望」
とメールを✉

【藤田英明が個別に相談に乗る個別相談会】

1日2社限定で下記へのご参画・ご加盟をご検討されている方、自社で運営しているビジネスをフランチャイズ展開したいと考えている方を対象に行っております。

「ペット共生型障害者グループホームわおん/にゃおん」

「運動療法型障害者デイサービスワークアウト」

「精神科訪問看護ファミリーナース」

「日中サービス支援型障害者グループホームビーハック」

fc@anispi.co.jp

に「藤田英明個別相談会希望」
とメールを✉

月1万円で
成功体験を
毎月2回も
ゲットできる
チャンス！！

藤田 英明 株代



あなたの課題解決ができる場所を
ご用意いたしました！

- 1 受講後すぐに実践できる方法を学べる
- 2 他の経営仲間と気兼ねなく本音の情報交換ができる
- 3 リアルタイムだからその場ですぐに相談できる

02.PICK UP

東京社中独自の スペシャルサービス

介護・福祉業界の重鎮“藤田 英明”がお届けする
スペシャルサービス

介護・福祉事業経営相談 会員制オンラインサロン

介護福祉業界一筋26年！

業界の悩みをすべてリアルタイムで解決！



7/15全国障害福祉事業者連盟

設立総会！

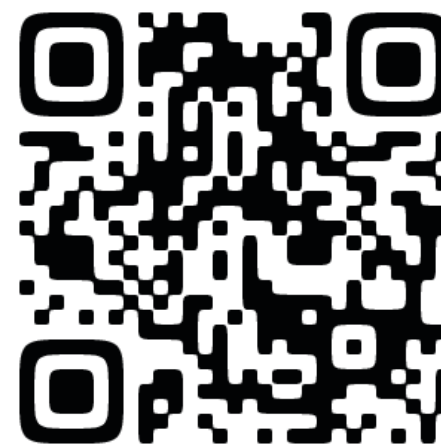


全国障害福祉
事業者連盟

【設立総会申し込み】



【入会申し込み】



今すぐスマホから！

サービス管理責任者協会



一般社団法人

サービス管理責任者協会

サービス管理責任者
の継続的
スキルアップ
研修

【2021年10月～】

サービス管理責任者
基礎研修
相談支援初任者研修

【2021年12月～】

福祉サービス
第三者評価機関

下記事業のいずれかに興味のある方は

fc@anispi.co.jp

に「〇〇事業に興味あり」とメールしてください。

- ペット共生型GH「わおん/にゃおん」事業
- 障害者デイサービス「ワーカウト」事業
- 精神科訪問看護「ファミリーナース」事業
- 日中支援型グループホーム「ビーハック」事業
- 放課後等デイサービス「ジュガール」事業

今日の勉強会の様子は
*Facebook*など*SNS*に
アップしてください

#藤田英明勉強会

ご静聴ありがとうございました

